システム監査技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの監査に関する専門的知識 三　情報処理システムの監査に関する専門的能力
応用情報技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識 三　情報処理システムの開発及び活用に関する専門的能力
基本情報技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識 二　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識 三　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎能力
情報セキュリティマネジメント試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識 二　情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基礎知識 三　情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基礎能力
ＩＴパスポート試験	一　情報処理システムに関する共通的基礎知識

（情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正）

第二条　情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

試験の区分	対象となる知識及び技能
ＩＴストラテジスト試験	情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下同じ。）の開発及び情報処理システムを用いる業務その他の活動の一体的な企画に必要な専門的知識及び技能
システムアーキテクト試験	情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に必要な専門的知識及び技能
プロジェクトマネージャ試験	情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に必要な専門的知識及び技能
ネットワークスペシャリスト試験	ネットワークシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能
データベーススペシャリスト試験	データベースシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	エンベデッドシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能
情報セキュリティスペシャリスト試験	情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に必要な専門的知識及び技能
ＩＴサービスマネージャ試験	情報処理システムの管理に必要な専門的知識及び技能
システム監査技術者試験	情報処理システムの監査に必要な専門的知識及び技能
応用情報技術者試験	情報処理システムの開発及び活用に必要な専門的知識及び技能
基本情報技術者試験	情報処理システムの開発及び活用に必要な共通的基礎知識及び基礎技能
情報セキュリティマネジメント試験	情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に必要な共通的基礎知識及び基礎技能
ＩＴパスポート試験	情報処理システムに関する共通的基礎知識

附　則

この省令は平成二十八年四月一日から施行する。